

低入札価格調査期間（保留）中の「配置予定技術者」の扱いについて 情報提供

低入札価格調査（STEP 2 調査）の対象者があった場合、その時点で落札決定を「保留」し、低入札価格調査（STEP 2 調査）に移行しますが、その結果が確定（落札決定 = 「保留」の解除）するまでに約 1 ヶ月を要します。そこで、低入札価格調査の実施によりその工事（業務）の落札決定を「保留」した場合、落札候補者以外の者については配置予定技術者を拘束することなく次の入札に参加できる措置を試行することとしました。詳細は以下のとおりです。

いつの段階で判明するのか？

入札を「保留」した段階で判明します。

「配置予定技術者」を拘束する必要がある「落札候補者」とは？

以下の となります。県より連絡がいきます。

低入札価格調査（STEP 2 調査）の対象者

通常価格応札の最低価格（総合評価の場合は最高評価値）の者

それ以外の者は？

「保留」がかかった段階で県より連絡がなかった場合は上記 の対象外であり落札候補者とならないため、「配置予定技術者」を保留期間中拘束することなく、他の入札に参加できます。

<参考（例）：価格競争（業務）>

業者名	価格順位	価格	低入札価格調査の内容
A社	1	×	STEP 1 調査で「失格」
B社	2	×	STEP 1 調査で「失格」
C社	3	×	STEP 2 調査を実施
D社	4		-
E社	5		-
F社	6		-
G社	7		-

落札候補者

（保留期間中、技術者を拘束）

A・BおよびE・F・G社は落札候補者とならないため、保留の段階で技術者を拘束する必要なし

価格 × 調査基準価格を上回る価格
~ " ~ 下回る価格（ = 低入札価格調査対象者）
通常価格における最も低い価格

<参考（例）：総合評価（工事）>

業者名	評価値順位	価格	低入札価格調査の内容
A社	1	×	STEP 1 調査で「失格」
B社	2	×	STEP 1 調査で「失格」
C社	3	×	STEP 2 調査を実施
D社	4		-
E社	5	×	-（調査対象外）
F社	6	×	-（調査対象外）
G社	7		-

落札候補者

（保留期間中、技術者を拘束）

A・BおよびE・F・G社は落札候補者とならないため、保留の段階で技術者を拘束する必要なし

価格 × 調査基準価格を上回る価格
~ " ~ 下回る価格